様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：Mbps）		
（原価＋利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。
２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。
３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。
５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。
７　接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

２　ＭＮＰ転送機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：秒）		
（原価＋利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第３号に掲げる機能をいう。
２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。
３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。
５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

３　ＳＭＳ伝送交換機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：回数）		
（原価＋利潤）÷需要		

当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第４号に掲げる機能をいう。
２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。
３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。
５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

４　音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

		⑴第二種指定端末系交換設備	⑵第二種指定中継系伝送路設備	⑶第二種指定中継系交換設備	⑷第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備	⑸第二種指定端末系無線基地局	⑹第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備	⑺信号用伝送路設備	⑻信号用中継交換機	⑼携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局	⑽他事業者の電気通信設備と⑴～⑼との間に設置される伝送路設備	⑾設備への帰属が認められないもの	（　何　）	計
原価（単位：円）	営業費													
	運用費													
	施設保全費													
	共通費													
	管理費													

	試験研究費													
	研究費償却													
	減価償却費													
	固定資産除却費													
	通信設備使用料													
	租税公課													
計														
利潤（単位：円）														
需要（単位：秒）														／
（原価＋利潤）÷需要														／
当該機能による使用回数														／
接続料単価														
備考														

注１　同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

２　⑴から⑾までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

３　「需要」の欄は、通信時間を記載すること。

４　設備区分ごとの欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「接続に係る役務による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

５　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。

６　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備区分ごとの値を合計したものを記載すること。

７　「当該機能による使用回数」及び「接続料単価」の欄は、設備の使用の態様を考慮して複数の役務種別ごとの接続料を設定する場合は、当該役務種別ごとに記載すること。

８　注４から注７までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。